

## 千曲市ボランティア・市民活動交流センター運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、千曲市ボランティア・市民活動交流センター設置規程に基づき、ボランティア・市民活動の円滑化と地域福祉の推進に資するため、千曲市ボランティア・市民活動交流センター（以下「センター」という。）の適正な運営について定めることを目的とする。

### (運営)

第2条 センターは、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会が運営する。

### (事業の内容)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) ボランティア・市民活動の育成に関すること。
- (2) ボランティア・市民活動の相談及び需給調整に関すること。
- (3) ボランティア・市民活動の広報啓発に関すること。
- (4) ボランティア・市民活動グループ及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他必要な事項

### (センター運営委員会)

第4条 センターの適正な運営を図るため、センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員10名以内をもって構成し、福祉関係者、ボランティア及び学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 5 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 6 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (委員の職務)

第5条 委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) ボランティア・市民活動の講座等の企画、立案に関すること。
- (2) ボランティア・市民活動の広報啓発、評価に関すること。
- (3) その他センター活動への参画に関すること。

### (委員の報酬)

第6条 委員の報酬は、会長が別に定める。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

